役員選挙規約

（目　的）

第１条　この規約は、本組合が中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法）及び定款で定める役員の選挙について、必要な事項を定めることを目的とする。

（選挙の期日）

第２条　役員の任期満了による選挙は、その任期が終了する日の前○日以内又はその日の後○日以内に行う。

２　役員の補欠のための選挙は、これを行うベき事由が生じた日から２カ月以内に行う。

３　役員の定数の増加を議決したときは、増員された数の役員の選挙は、その議決をした総会において行う。

４　役員の任期満了による選挙と前項の選挙を同時に行うときは、その選挙を区別して行うこととする。

（立候補の届け出等）

第３条　本組合の役員候補者になろうとする者は、総会会日の○日から○日前までに、文書でその旨を本組合に届け出なければならない。

２　他人を本組合の役員候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。

３　立候補を辞退しようとするときは、総会の会日の○日前までに、文書でその旨を本組合に届け出なければならない。

（選挙管理人）

第４条　投票により行う選挙には、選挙管理人○人以上○人以内を置く。

２　選挙管理人は、総会において選任する。

３　選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担任する。

（選挙立会人）

第５条　投票により行う選挙には、選挙立会人を○人以上○人以内で置く。

２　選挙立会人は、総会において選任する。

（投票箱の確認）

第６条　選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の面前で投票箱を開き、その中に何も入ってないことを示さなければならない。

（投票用紙）

第７条　投票用紙は、別記１単記式投票用紙又は、別記２連記式投票用紙の様式による。

（投票用紙の交付）

第８条　選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

（投　票）

第９条　組合員は、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

２　投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

（投票の終了）

第10条　選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

２　投票の終了後は、何人も、投票することができない。

（投票用紙交付数の確認）

第11条　選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

（開　票）

第12条　開票は、選挙立会人立会の上、選挙管理人が投票箱を開き、被選挙人ごとに得票数を計算するものとする。

（無効投票）

第13条　次の投票は、無効とする。

（１）所定の用紙を用いないもの

（２）記載すべき被選挙人の数を超えて記載したもの

（３）被選挙人の何人を記載したかを確認し難いもの

２　投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が、選挙立会人の意見を徴して決定する。

（開票結果の報告）

第14条　選挙管理人は、開票を終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

（選考委員）

第15条　定款第○条第○項の規定による選考委員の数は、○人以上○人以内とする。

（選考結果の報告）

第16条　選考委員は、被指名人の選定を終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

（その他）

第17条　本規約に定めのない事項については、その総会ごとに、総会の議決を経て決定する。

付　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。